

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<https://kitami-shakyo.jp/>

2025年(令和7年)
12月15日 No.20

1. 地域に身近な立場で温かな地域づくりと後見活動を担う市民・町民後見人を養成 ～17名が新たに市民・町民後見人養成研修を修了しました～

北見市・訓子府町・置戸町の住民を対象とした市民・町民後見人養成研修は令和7年10月19日(日)に最終日を迎え、修了式では、全5日間、延べ1,635分の研修日程を終えられた受講生の皆さまお一人お一人に、修了証書が手渡されました。また、受講生の皆さまからは、「養成研修を終えたお気持ちや、今後の抱負などについてスピーチをいただきました。「権利や尊厳を守るお手伝いをしたいです。」「一つ一つ講義で教えていただきとても有意義な5日間でした。」などの想いを語っていただきました。

また、市民・町民後見人養成研修の開催にあたり、ご尽力いただきました講師の皆さまや、毎回の開催準備にご協力いただいた「きたみ市民後見人の会」の方々に、事務局一同、心より感謝申し上げます。

次年度以降の養成研修に向けて、参加者や講師の方々からいただいたご意見を参考に、北見地域における支え合いのある温かな地域づくりに資する研修となるよう、運営委員会により検討してまいります。



▲第10期 市民・町民後見人養成研修を修了された皆さん

➤ 掲載内容

- 1 第10期 北見地市民・町民後見人養成研修
- 2 令和7年度 受任者講習会
- 3 令和7年度 オホーツク管内市民後見人活動交流会
- 4 令和7年度 訓子府町・置戸町福祉講演会

【第1～10期 市民・町民後見人養成研修受講者状況】 (R7.12.1現在)

開催期	年度	受講者数	修了者数
第1期	平成25年度	48	47
第2期	平成28年度	44	42
第3期	平成30年度	14	14
第4期	令和元年度	28	26
第5期	令和2年度	12	12
第6期	令和3年度	19	19
第7期	令和4年度	17	17
第8期	令和5年度	19	18
第9期	令和6年度	20	19
第10期	令和7年度	17	17
		合計	238
			231



2. 市民・町民後見人の就任に向けた 令和7年度 受任者講習会を開催しました



▲浦澤佳弘弁護士

令和7年11月16日(日) 北見市西地区公民館にて、「令和7年度 受任者講習会」を行い、「第1部 管轄裁判所に行う主な報告、後見人等の権限」「第2部 就任後に行う主な事務手続き等」の2部構成で開催いたしました。

第1部では、浦澤法律事務所 浦澤 佳弘弁護士より、「代理権・同意権目録について」の講義を行っていただき、保佐・補助類型の場合の代理権・同意権について、事例を用いて大変わかりやすくお話しいただきました。そのほか、成年後見中核センター職員より報告書作成の留意点や決定審判までの流れなどを説明いたしました。

第2部は、税理士法人北海道みらい 江澤 昭所長税理士より「税務申告制度」として、確定申告の概要についてわかりやすくお話しいただきました。

第2部の後半では、北見市保健福祉部国保医療課 鶴見 知華氏・市野 さくら氏より「公的医療保険制度」について、北見市市民環境部戸籍住民課 金森 翔平氏・伊藤 千稀氏より「年金保険制度」についてそれぞれ概要をお話しいただきました。

市民・町民後見人候補者名簿登録者が今後、後見人等を受任していくにあたり、実践に関するイメージをつくることや、実務の流れを学ぶことができる大変有意義な機会となりました。



▲江澤昭所長税理士



▲市野さくら氏



▲鶴見知華氏



▲金森翔平氏



▲伊藤千稀氏

3. 令和7年度 オホーツク管内市民後見人活動交流会を開催しました

令和7年11月6日（木）、『令和7年度オホーツク管内市民後見人活動交流会』を紋別市で開催し、北見市・網走市・紋別市・美幌町・湧別町・大空町・津別町の市民後見人養成研修修了者、行政関係者、各町の社会福祉協議会職員、約50名が参加しました。

今年度の活動交流会は「寄り添うってなんだろう」をテーマとし、北見市・網走市・紋別市・津別町の市民後見人より、それぞれが受任している被後見人等について活動報告を行いました。活動報告では、実際の活動や対応などを共有、また、それぞれの寄り添い方や後見支援への思いを聞くことができ、養成研修修了者にとって、今後の支援への更なる意欲に繋がる有意義な時間となりました。

交流会後半では、後見支援をテーマとした社協職員による寸劇をふまえてグループワークを行いました。寸劇鑑賞後は、それぞれが思う寄り添いの形について意見を出し合い、共有しました。

3市4町の市民後見人が活動交流会をとおして一堂に会し、報告や意見交換の場を持つことで、市民後見人としての意識向上やスキルアップにつながる機会となりました。



▲寸劇の1コマ



▲グループワークの様子

4. 訓子府町・置戸町福祉講演会「笑いで楽しく学ぼう成年後見制度」を開催しました

令和7年11月29日（土）、訓子府町・置戸町にて町民向けの福祉講演会を開催しました。漫才師であり、東京都足立区にて市民後見人としても活動されている青空 一風様をお招きし、体験談を交えて成年後見制度についてわかりやすくお話しいただきました。

第2部では、成年後見制度に関する○×クイズを行いました。訓子府町の「めろねっぷ」、置戸町の「おかげんばくん」と、地域キャラクターも駆けつけてくれた○×クイズでは、第1部の講話を思い出しながら成年後見制度の基本的な知識を振り返り、さらに全問正解者は漫才協会のカレンダーを賭けたじゃんけん大会に参加できるなど、会場が一体となって楽しみながら、成年後見制度を「笑いで楽しく学ぶ」ことのできる貴重な機会となりました。



▲青空 一風氏



▲訓子府町での様子



▲置戸町での様子

実際に出題された○×クイズをやってみよう！

Q1. 申立書類に後見人等候補者を記入すれば、必ずその人が選ばれる。

Q2. 被後見人が急に体調を崩し入院することとなり、後見人は入院の手続きを行った。その後、緊急手術が必要になったが、後見人は手術の同意を行うことができる。



～正解＆解説～

Q1. 答え：× 解説：後見人等は、家庭裁判所が本人にとって誰が最善かを考え選任するため、本人が必要とする支援の内容などによっては、記入した後見人等候補者が必ず後見人に選ばれるとは限りません。

Q2. 答え：× 解説：手術や注射、検査など、被後見人の身体に負担を与える医療行為に対して、後見人は同意する権限を持っていないため、手術等の同意はできません。あくまでも医療を受けることについては本人の同意が必要であり、後見人ができることは、入院契約や医療費の支払いの代理、症状や医療行為についての説明を受けることなどです。